

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
サービス管理責任者等研修事業 学則

(研修の目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 サービス管理責任者等研修事業として実施する研修の名称は以下の通りとする。
神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修

(研修の内容)

第3条 研修の内容は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）」に、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）」に規定する次の内容とする。

なお、今年度は、昨年度に引き続き、経過措置を適用し、講義（1時間）と演習（標準カリキュラムで定められた5時間にまとめの時間を加えた6時間）を1日の日程で実施することとする。

【神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修】

- (1) 障害福祉・児童福祉の動向に関する講義
- (2) サービス提供の自己検証に関する演習

(指定研修事業者及び指定番号)

第4条 第2条の研修を実施する指定研修事業者及び指定番号は次のとおりとする。
特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
指定番号：003

(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた令和3年度研修実施方針)

第5条 令和3年度の更新研修については、新型コロナウイルス感染症が蔓延していることから、令和2年5月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」により、次のとおり実施することとする。

(1) 演習

演習は、インターネット上の遠隔教育システム等の活用は困難であることから、十分な感染拡大防止対策を行った上で、小規模・分散化による集合研修方式で実施する。

(2) 講義

更新研修は、講義と演習と合わせて1日で実施することから、講義についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分に行った上で、集合研修方式で実施することとする。

(研修実施場所)

第6条 研修の実施場所は次のとおりとする。

第19回 第20回 第21回

「ココテラス湘南」 藤沢市辻堂神台 2-2-2

第22回 第23回

「かわさき保育会館」 川崎市川崎区渡田新町 3-2-8

第24回 第25回

「神奈川県総合薬事保健センター」 横浜市磯子区西町 14-11

(研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)

第7条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする

(1) 名称 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

(2) 所在地 神奈川県厚木市旭町 1-9-7 旭町三紫ビル 303

(3) 連絡先 電話：046-220-5380 FAX：046-220-5381

(研修の募集期間等)

第8条 研修の募集期間、定員、実施日等は、次の表のとおりとする。

回	募集期間	定員	実施日
第19回 ～ 第25回	令和3年11月22日(月) ～ 令和3年12月20日(月)	各回50名 ～60名	第19回 令和4年1月18日(火) 第20回 令和4年1月19日(水) 第21回 令和4年1月20日(木) 第22回 令和4年2月24日(木) 第23回 令和4年2月25日(金) 第24回 令和4年3月9日(水) 第25回 令和4年3月10日(木)

(研修カリキュラム)

第9条 研修カリキュラムは、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日付障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という)のとおりとする。

(講師)

第10条 研修の講師は、以下の者とする。

氏名	所属
(統括) 青木一男	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
(統括) 大友崇弘	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
(統括) 佐野良	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
(統括) 志賀信道	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
(統括) 長谷川大輔	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
青木昌子	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

荒井大介	社会福祉法人聖音会
飯塚純子	社会福祉法人ぴぐれっと
浮貝明典	特定非営利活動法人 PDD サポートセンターグリーンフォレスト
内山満	社会福祉法人かながわ共同会
宇山秀一	社会福祉法人横浜やまびこの里
榎正晴	社会福祉法人ル・プリ
遠藤剛	社会福祉法人十愛療育会
岡西博一	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
柏美樹	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
川北敏晴	社会福祉法人白根学園
河原雄一	社会福祉法人星谷会
清田聡	社会福祉法人明星会
小池憲一	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
小松江美	社会福祉法人三篠会
古山恵治	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
酒井裕樹彦	社会福祉法人清和会
坂田道啓	社会福祉法人白根学園
佐藤敏彦	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
島田哲	社会福祉法人至泉会
鈴木謙之	社会福祉法人育桜福祉会
高橋幸治	社会福祉法人セイワ
田中努	社会福祉法人唐池学園
田中秀巳	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
千葉高史	社会福祉法人常成福祉会
常松智史	社会福祉法人ぴぐれっと
東海康行	社会福祉法人よるべ会
富岡貴生	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
南湖浩一郎	社会福祉法人県央福祉会
新實正樹	社会福祉法人緑友会
林雅之	社会福祉法人清和会
平田智徳	社会福祉法人県西福祉会
深津俊江	社会福祉法人海風会
福岡新司	一般社団法人 SOWET
松井正志	社会福祉法人光友会
松田美由紀	社会福祉法人清光会
宮下拓	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
向山眞知子	社会福祉法人大和しらかし会
元田勲	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団
山口明美	特定非営利活動法人綾瀬あがむの会
山本佳一	社会福祉法人訪問の家
吉原正人	特定非営利活動法人鎌倉はっぴーくらぶ
渡邊史朗	社会福祉法人光友会

(使用テキスト)

第 11 条 厚生労働省実施の令和元年度サービス管理責任者等指導者養成研修会で使用した

テキストに基づき、神奈川県の実情等を反映したテキストを使用する。

(受講資格と受講手続等)

第12条 研修に関する受講資格及び受講手続は次の通りとする。

(1) 受講資格

平成30年度までに、次の(ア)及び(イ)の研修を修了した者

(ア) サービス管理責任者分野別研修(介護、地域生活(知的・精神)、就労、地域生活(身体))又は児童発達支援管理責任者研修

(イ) 神奈川県サービス管理責任者補足研修(相談支援従事者初任者研修(講義部分))

(2) 受講手続

募集要領は開講日の45日前までに、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページに掲載する所定の受講申込書により申込をし、受講決定を受けたものは、受講決定通知書に記載された内容を遵守し、講義、演習を受講する。

(3) 申込方法

申込方法：配達を確認できる方法(簡易書留郵便等)にて受講申込書等を郵送
ファクシミリ、電子メール、電話による申込は不可とする

送付先：〒243-0014 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル303

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

申込期限：別途、研修募集要領で案内する

(受講者の決定等)

第13条 受講者の決定等の手続は、次により行う。

(1) 受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ研修実施要領に記載の受講者選考基準に基づき決定する。

(2) 通知方法

受講決定通知は各法人あてに郵送する。

(3) 受講の決定

受講決定後の受講者、受講日程の変更等は認めない。

(受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法)

第14条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

(1) 受講料等の費用

受講料は、17,600円(税込み)とする

(2) 納入方法等

受講決定通知を受けた者は、受講決定通知に記載された期限までに納付するものとする。納入方法等詳細については受講決定通知郵送時に案内をする。

(3) その他の費用

会場までの交通費等については、受講者負担とする。

(研修修了の認定方法)

第15条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講生で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者とする

(1) 遅刻、及び早退は欠席とみなし修了証書を交付しない

(2) 著しく受講態度が悪く(私語、居眠り、携帯電話の使用等)、繰り返し注意された

場合には修了証書を交付しない

(個人情報取扱方法)

第 16 条 個人情報の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された個人情報は、研修事業以外の目的には使用しない。
- (2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出講状況に関する書類等）は、研修後 5 年間保存するものとする。
- (3) 研修修了者名簿は、神奈川県に提出するものとする。